

緊急事態宣言発出に伴う下記スポーツ施設の利用・キャンセルについて  
(8月20日～9月12日まで)

- ①20時以降の施設利用が制限されるため、魚崎浜野球場・遠矢浜野球場の18時30分～20時30分および磯上公園・小野浜公園グラウンドの19時～21時の新規予約はできません。
- ②すでに上記施設をご予約をいただいている方は、20時以降の利用も可能ですが、20時までの利用にご協力いただける場合、未利用時間に応じて利用料金を返金いたします。
- ③上記以外の施設でも8月20日までに予約申込された施設(9月12日までの予約分)は、コロナキャンセルが可能です。キャンセル期日を過ぎた場合でも払戻できますので、各施設にお問い合わせください。
- ④緊急事態宣言期間中のキャンセルに伴う払戻は、緊急事態宣言解除後2週間(9月26日(日)予定)まで手続きは可能です。安全な時期にお越しください。

施設利用料の払戻方法には、利用申込書の原本が必要です。必ずお持ちください。  
また、利用申込書をなくされた方は身分証明書が必要です。

緊急事態宣言を受け、受付施設・時間を通常より縮小しております。

場所一覧

(球技場・野球場・テニスコート)

利用施設名	TEL	受付日時	払戻を行っている施設
磯上公園	078-221-4442	全日、8時半～17時	磯上公園 瀬戸公園 垂水健康公園
瀬戸公園	078-436-8029	全日、8時半～16時半	
垂水健康公園	078-709-2400	全日、8時半～16時半	
海浜公園	078-731-7327	全日、8時半～16時半	上記3施設および海浜公園
魚崎浜公園	—	下記3施設で払戻が可能	磯上公園 瀬戸公園 垂水健康公園
大倉山公園	—		
遠矢浜公園	—		
名谷公園	—		
桜が丘中央公園	—		
糀台公園	—		
高塚公園	—		
住吉浜公園	—		
深江浜野球場	—		